

2018年（H30年） 新年所感

参議院議員 石井みどり



新年明けましておめでとうございます。

本年も先生方にとりまして佳き年となりますよう、お祈り申し上げます。

また、平素より格別のご指導、ご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

昨年は歯科界にとって実り多い年となりました。

6月9日には、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」、いわゆる「骨太の方針 2017」が閣議決定され、本方針に歯科医療・口腔保健の重要性が盛り込まれました。

また、10月22日に、第48回 衆議院議員総選挙が投開票されましたが、その際の自民党衆院選公約「Jファイル 2017」に、歯科項目を盛り込むことができました。

さらに11月22日には、中医協において、大臼歯 CAD-CAM 冠が期中導入され、保険適用されることが承認されました。

これらの動きは歯科界にとっての「追い風」であり、様々な歯科医療政策を実現するための好機です。

現在最も重要な課題は、①成人期以降の歯科健診の義務化、②平成30年度診療報酬改定です。

中でも、私の職域代表としての使命の一つである「生涯を通じた歯科健診の義務化」は、歯科界全体の悲願であります。

歯科健診の義務化に向けては、労働安全衛生法改正による労働者の一般健診への歯科健診導入や、産業歯科医の身分法制化などを目指しています。

遅々とした歩みではありますが、「半歩でも前へ」という気概で取り組んできました。

例えば、労働安全衛生法の関連としては、当時の厚生労働委員長として、平成26年（2014年）に参議院厚生労働委員会にて「労働安全衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」を決議し、その結果、平成26年度（2014年度）から28年度（2016年度）にかけて「労災疾病臨床研究事業費補助金」による歯科関連2研究が行われました。

平成29年度（2017年度）も継続して、歯科関連2研究が行われています。

これらの研究の結果を土台として、早急な歯科健診の義務化が実現できるよう、尽力してまいります。

最重要課題である平成30年度診療報酬改定については、12月18日に改定率が決定され、本体部分+0.55を確保し、その中でも「医科：歯科=1：1.1」を死守し、歯科改定財源については+0.69%、財源207億円を勝ち取ることができました。

本体部分プラス改定の要請に当たっては、12月12日に、歯科界の職域代表議員として、日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会 三会長とともに、岸田文雄 政調会長、二階俊博 幹事長、吉田博美 参議院自民党幹事長に面会しました。

今回の改定においてはまず、いかに医療界全体で本体プラス改定を勝ち取るか、その後はその中で歯科がプレゼンスを示し、いかに財源「200億円」を超えることができるかが課題でした。

私は国政の場において、「歯科の技術料評価が低廉であり、適正な評価がなされるべき」という点

を繰り返し主張してまいりました。

12月12日には、国民歯科問題議員連盟 事務局長として、議連幹部とともに菅義偉官房長官に決議申入れを行いました。

議連決議では、歯科の技術料の占める割合が高く、公平な技術料評価の観点から「医科対歯科」の改定率の割合を「1対1.1～1.2」とすべきことを強く主張しました。

診療報酬改定においては、医・歯・薬それぞれの団体がしのぎを削り、いかに各団体が職域代表議員を活用するかが、それぞれの業界にとって実りある成果を得られるかの分水嶺となっています。今後も、低廉な歯科技術料評価をいかに適正なものにしていくかのエビデンスが必要となってきます。

介護の分野においては、かつては、介護保険導入時に「タイムスタディ」として、介護従事者の作業実態を明示するために、実際に目視をして推計しました。

しかし、現在は「名札型赤外線センサー」などのIT技術を用いて、いわば「無人タイムスタディ」を行うことが技術的に可能となっています。

例えば、歯科の分野においてもこのような技術を利用して、これまで適正に評価されてこなかった一つひとつの医療措置や業務を再評価し、適正な評価につなげるべきと考えます。

歯科においては、疾病構造が大きく変化しているにもかかわらず、診療報酬の構造が変わっていないという問題があります。

高齢社会、そして「人生100年時代」を迎えた現在、「口腔機能の維持・増進・回復」が求められており、在宅や施設における訪問診療がクローズアップされています。

このような、言わば「パラダイムシフト」ともいうべき構造転換に合わせて、我々歯科専門職がさらに活躍するための法整備を行うことも、職域代表である私の役割であります。

歯科新技術の期中導入については、私は2009年に「歯科医療における口腔検査の展望」の論文を執筆し、かねてより期中導入の有用性を訴えてきました。

診療報酬は2年ごとの改定ですが、「期中導入」のスキームは1年に4回審査・導入される機会があります。

医科は従前よりこのスキームを大きく活用してきました。

この「期中導入」の最大の利点は、「一年中いつでも導入の機会がある」点のみでなく、「診療報酬改定の財源を使わずに、新たな機器・材料とともに、新技術を保険導入することができる」点にあります。

このことについても私は従前より主張してまいりましたが、このような歯科新技術の期中導入を一例として、日本歯科医師会・日本歯科医学会・厚労省・歯科医療産業の「産・官・学・臨」が一致協力して連携すれば、さらなる歯科界の活性化が図られるものと考えます。

この連携体制の構築については、日本歯科医師会の堀会長を先頭に、着実に進みつつあると感じています。

歯科界を挙げての取組みには、デンタルファミリーである歯科衛生士・歯科技工士の方々の協力も不可欠です。

現在、歯科衛生士・歯科技工士の人材養成・確保が急務であり、その解決策として、医療介護総合確保基金における事業が各都道府県において展開されつつあります。

しかし、本事業については都道府県に任されており、各都道府県歯科医師会が地方公共団体と連携し、積極的に事業を展開していただく必要があります。

地域医療構想に盛り込まれた、「多職種」による連携の中で、我々歯科医師が地域包括ケアシステ

ムを構成し、貴重な「イコールパートナー」である歯科衛生士・歯科技工士が活躍できる場をつくるのが、歯科界のさらなる発展につながると考えています。

私は初当選後、本年で11年目を迎えました。

この11年、思い起こせば、様々な歯科関連法案の成立に取り組んでまいりました。

中でも歯科医師の活躍の場を拡げることができた政策は、我々歯科医師の基本法である「歯科口腔保健法」の成立であったと言えます。

歯科口腔保健法を根拠として、厚労省医政局歯科保健課内に、「歯科口腔保健推進室」を設置し、さらに、2011年より、厚労省における「訓令室」に位置づけたことは、既報の通りです。

私がかねてより、歯科口腔保健推進室を上位の「省令室」とし、さらに歯科技官を高位職とすべく、長年活動を行ってまいりました。

このたび、ついに歯科口腔保健推進室を「省令室」とし、歯科口腔保健推進室長を歯科技官3人目の「省令職」として実現することができました！

これを契機として、さらなる高位ポストの獲得、そして歯科行政の発展に向けて、活動してまいります。

歯科口腔保健推進室の省令室化については、12月22日に実現することができました。

11月30日に開催された厚生労働部会において、「平成30年度党予算編成大綱 厚生労働部会案」が提示され、厚労省と調整し、素案には入っていなかった「歯科医療の確保・口腔保健の推進」を盛り込むことができました。

11月21日、私が事務局長を務めております、自民党最大の議員連盟である「国民歯科問題議員連盟」総会を開催し、平成30年度診療報酬改定・歯科関係予算について議論を行い、多くの国会議員に歯科関係予算確保の重要性につき理解いただき、応援発言が相次ぎました。

その結果、平成30年度歯科保健関連予算の前年比増額、さらに歯科口腔保健推進室の省令室化による予算増額を実現することができました。

我々歯科医師は、災害時の身元確認などに多大な貢献をしてきましたが、死因究明2法の成立以前には、歯科医師が身元確認に果たす役割について法律上明示されていませんでした。

死因究明を行うことは、単なる身元確認にとどまらず、公衆衛生の向上につながり、ひいては社会の安寧・安定につながります。

この死因究明2法についても成立させましたが、現在、本法の後継法である「死因究明等推進基本法案」についても成立に向けて取り組んでおります。

6月14日には、参議院本会議が開催され、「児童福祉法及び児童虐待防止法一部改正法」が可決・成立しました。

私は、厚労省と協議を重ねた結果、本改正法において、児童福祉法・児童虐待防止法の中に、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として、「歯科医師」を明文化することができました。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、日体協公認スポーツ選手の数を増やしつつ、人材を活かしていくことが重要です。

「競技スポーツ」の場においては、参加するトップアスリートを支援するとともに、まだ導入がわずかであるスポーツデンティストが関与する競技種目を増やすことが求められています。

また、「競技スポーツ」のみでなく、生涯スポーツ・健康スポーツとしての「地域スポーツ」の場においても、「健康の維持・増進」の観点から、スポーツデンティストが活躍する幅を拡げることも必要です。

これらはいくまで一例ではありますが、現場の歯科医師の役割の法的な位置づけ、いわば「法的担保」

が、少しずつ整備されつつあります。

これからも、現場の歯科医師の先生方の活動範囲をさらに拡大させ、公に資する歯科医師の活動を国として位置づけるべく、国政の場で活動してまいります。

平素より温かいご支援を賜っております埼玉県歯科医師連盟の先生方に、引き続きのご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

以上